12　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等又は事前届出対象である技術若しくは情報を保有する連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称、証券コード及び法人番号」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由又は事前届出対象の技術若しくは情報を保有する法人に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において所有する発行会社の所有等株式（法第26条第２項第３号に規定する所有等株式をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得又は発行会社の株式への一任運用を報告する場合であって、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得又は一任運用の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であって、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

15　「３　基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には法第27条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には法第28条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第２条第１号から第３号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第３条の２第３項第３号イ及び対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第２条第４号についても印を付けて誓約すること。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第５項各号に規定する外国投資家である場合は、基準告示第２条第５号及び第６号についても印を付けて誓約すること。

16　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

17　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

18　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。